

茂教生第 43 号
令和 7 年 6 月 5 日

茂原市監査委員 風 戸 博 恭 様
茂原市監査委員 岡 澤 与志隆 様

茂原市教育委員会教育長 富田 浩明

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 6 年 10 月 15 日 付け茂監第 45 号)

教育部	生涯学習課
監 査 結 果	
・補助金交付事務においては、青少年育成茂原市民会議（以下「市民会議」という。）の申請書類に一部不備や未提出のものが認められたことから、改めて必要書類について市民会議に示すとともに、審査を徹底し、適正な事務処理に当たられたい。 ・補助対象経費の算定にあたっては、特定財源と思われる歳入があることから、改めて内容を精査し、適正な算定に努められたい。また、繰越金が事業費に比し多額であることから、市民会議及び各小学校区市民会議と協議し、適切な繰越額となるよう事業の見直しを検討されたい。 ・市民会議の活動に係る会費については、現在、自治会からのみ徴収されているところであるが、自治会の組織率が低下していることから、市民会議の趣旨に賛同する会員を増やし、自治会に加入されていない個人や法人等多くの方からも会費を集める事ができるよう方策を検討されたい。また、正確な会員数が把握されていないことから、適切な会員数の把握に努められたい。 ・各小学校区茂原市民会議への配分金については、補助金としての性格が強いように思われる。青少年育成茂原市民会議規約により配分金と名称を定めているが、配分金と定めた経緯を明らかにし、場合によっては名称の変更を検討されたい。	

措 置 内 容
・ 補助金に係る必要書類について団体側と再確認するとともに、新たに会計ガイドラインを定め会計担当者に対し周知した。補助金交付事務にあたっては審査を徹底し、適正な事務処理に努める。 ・ 特定財源と思われる歳入については、支出全体に充てられるように規約が改正された。補助対象経費については使途を精査し、改めて適正な算定に努める。また、繰越金については、令和7年度事業内容及び予算の見直しが行われた。 ・ 令和7年度から自治会未加入者に対しても会員募集が行われる。また、会員数の把握については、令和7年度から加入世帯数を把握できるよう規約が改正された。 ・ 名称を配分金と定めた経緯については、聞き取りや資料によって明確にならなかったものの、規約の改正により配分金という名称は削除された。